令和５年度 第１回 久留米市福祉有償運送運営協議会

次　第

■日　時　令和５年５月３１日（水）１０：００～
■場　所　久留米市庁舎３階３０１会議室

１　開　会

２　説　明

（１）第２回会議での意見のポイント等について・・・・・・・・・　資料１

（２）久留米市内に事業所を有する福祉輸送事業限定事業者アンケート結果について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　資料２
資料３

３　協　議

（１）久留米市における福祉有償運送の必要性について

４　その他

５　閉　会

【配布資料】

資料　１　　第２回久留米市福祉有償運送運営協議会での意見のポイント
資料　２　　久留米市内に事業所を有する福祉輸送事業限定事業者アンケート結果
資料　３　　福祉有償運送をとりまく久留米市の現状について
資料　４　　タクシー事業者、福祉輸送事業限定事業者と福祉有償運送との比較表
資料　５　　久留米市福祉有償運送運営協議会委員名簿
(参考資料1)　　令和４年度第２回久留米市福祉有償運送運営協議会議事録
(参考資料2)　　久留米市福祉有償運送運営協議会設置要綱

資料１

令和４年度第２回久留米市福祉有償運送運営協議会での意見のポイント

1. 意見のポイント

（１）福祉輸送限定事業者の実態の把握

・市内の福祉輸送事業限定事業者（タクシー事業者含む）の稼働率等の実態について事業者にアンケート調査等を行うこと。

・福祉輸送事業限定事業者の状況等実態を踏まえて、久留米市において福祉有償運送が必要かの協議を行う。

２．主な意見への対応等

・（１）については、資料２に福祉事業限定事業者へのアンケート調査結果を掲載しています。

資料２

久留米市内に事業所を有する福祉輸送事業限定事業者アンケート結果について（総括）

調査対象：市内に事業所を有する福祉輸送事業限定事業者（２６事業者）
（２６事業者の内訳：タクシー事業者７社、法人事業者１０社、個人９者）
調査時期：令和５年４月１６日～４月２８日
回 答 数：１７事業者（回答率：約６５パーセント）

１．各事業者が、福祉輸送事業限定事業に使用する車両台数

⇒事業者の多くが１台保有しているものの、複数台保有している事業者もある。

２．上記１で回答した車両の種類ごとの台数

⇒ほとんどの事業者が車椅子仕様車を保有。次いで、ストレッチャー車を保有する事業者が多い。

３．運賃形態

⇒事業者ごとに料金形態は異なるものの、市内一般タクシー料金と比べても、大差はない。

※（参考）久留米地区（福岡Ｂブロック）タクシー認可運賃上限（普通車）

メーター料金　初乗り　700円（1.5ｋｍまで）
286m増すごとに　80円
時間併用　時速10km/h以下の走行時　1分45秒ごとに　80円
貸切料金　30分毎に　2,210円

（引用先）一般乗用旅客自動車運送事業の自動認可運賃等について
（令和　４年　８月２５日　九運公第３１号）

４．車両稼働率

⇒回答のあった１２社の平均稼働率は、約２９％であり、市内の一般タクシーの稼働率よりも低い。

５．主な利用者

⇒病院からの転院・退院、病院への通院、要介護認定をお持ちの方が主に利用されている。

６．福祉輸送事業限定事業を実施する中での課題等について

⇒十分な利益が出ておらず事業継続が厳しい現状や、病院への送迎のために、終わりの時間が定まらず、次の配車がしにくいなどの意見があった。また、事業者同士の連携についての要望もあった。

久留米市内に事業所を有する福祉輸送事業限定事業者アンケート結果について

調査対象：市内に事業所を有する福祉輸送事業限定事業者（２６社）回 答 数：１７件（回答率：約６５パーセント）
【２６事業者の内訳：タクシー事業者７社、法人事業者１０社（うち、介護系事業者：７社、病院系事業者：１社、）、個人９社】
調査時期：令和５年４月１６日～４月２８日

	【質問１】保有台数	【質問２】保有車両ごとの種類(単位：台)				【質問３】運賃形態	【質問４】車両稼働率（単位：%）					【質問５】主な利用者	【質問６】福祉輸送事業限定事業者の課題等
		セダン型	福祉車両（回転シート）	福祉車両（車椅子）	福祉車両（ストレッチャー）		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度		
A	1		1			○メーター制と時間制の併用　※その他、車両指定料金として500円 1.5㎞まで：700円（以降、286m毎80円） 1分45秒毎：80円（時速10㎞以下走行時）	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	・医療機関からの要請 ・車椅子のまま利用を希望される方（ご家族）	・特になし
B	1			1		○時間制運賃　30分まで：300円（以後、10分毎100円）	3	4	5	2	3	・要介護認定を受けている高齢者等	・低運賃で、対象も限られており安定した収益を得られていない。 ・現在は、ほとんどサービス営業状態。
C	1				1	○メーター制と時間制の併用 1.5㎞まで：770円（以降、219m又は80秒毎90円） ※看護師同乗：30分　4,000円 ※医療機器使用料1,000円～ （車椅子、ストレッチャー、担架、心電図モニター等）	回答なし	回答なし	回答なし	10	10	・医療依存度の高い方（転院等が主）	・兼業で人員確保が難しく、車両があっても稼働できない。 ・料金が高いと思われている。 ・全額自己負担、高額になるが、車両の維持費や職員の拘束時間を考慮すると高額にしないと運営できない。 ・急な依頼が多い。
D	1			1		○通常のメーター料金プラス1,000円（送迎料）	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	・年に１～２度利用がある程度	・回答なし
E	1			1		○時間制運賃　30分まで：1,890円 ○運賃　1.5㎞：600円　※介助料別途 時間距離併用制運賃及待料金：2分5秒又は336m毎　80円 送迎回送料金：2㎞以上の場合は距離制運賃の起算点とする。	40	40	40	40	40	・要介護認定を受けている高齢者 ・ケガ、病気により普通のタクシーが利用できない方	・福祉輸送は、利用者が少なく、待ち時間・貸切等の指導をお願いしたい。
F	3	3				○時間制運賃　30分：200円	1	1	1	1	0.6	・要介護認定を受けている透析患者	・透析病院による送迎や、デイサービス事業者等の送迎も運輸局の認可を取るよう改善すべき。 ・上記送迎は、福祉輸送事業の認可事業所の運行を認めてほしい。 ・福祉輸送事業限定の事業は単独では、経営的に無理である。
G	3			1	2	○距離制運賃 ～2.0㎞：1,510円、2.0～5.0㎞：2,010円、5.0㎞～7.5㎞：3,010円 7.5㎞～15.0㎞：5,820円、以降も料金設定あり。	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	・入退院、転院される方	・回答なし
H	2				2	○時間距離併用制運賃(小型車)・1.5㎞まで740円　以降、286m毎80円 ・1分45秒毎：80円（時速10㎞以下時） （特定大型車）・1.5㎞まで830円　以降、201m毎90円 ・1分15秒毎：90円（時速10㎞以下時） ※乗降介助料及び使用料　・車椅子1,000円～1,500円・リクライニング車椅子2,500～3,000円・ストレッチャー3,500円～4,000円　等	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	・要介護・支援の有無に関わらず、病院の転院・退院 ・車椅子やストレッチャー等を要する方 ・病院へ受診する方 ・障害者手帳所持者の、食事、美容院、買い物、冠婚葬祭への参加	・病院受診往復の場合、受診完了時間が遅れると対応に苦慮する。（同業者と連携しているが、お待たせすることがある。） ・利用者の急な体調変化等によりキャンセルが多い。 ・午前中に予約が集中し、対応したくてもお断りすることがある。 ・透析患者の送迎可能な業者が皆無。 ・需要はかなりあるものの供給台数が少ない。
I	1			1		○時間距離併用運賃制　1.5㎞まで：700円　以降、286m毎80円／1分45秒毎：80円 ※介助料　車椅子　1,000円　リクライニング　3,000円 ※身体、知的、精神障害者 １割引　遠距離割引　9,000円越1割引	回答なし	回答なし	回答なし	50	65	・転院、転所、通院される方	・転院される時間帯が重なるため、お断りすることが多くある。
J	1				1	○メーター制運賃 1.0キロあたり：700円 ※その他介助料等　・介助料　１回1,000円	50	50	50	50	50	・転院される方が主	・回答なし
K	2			2		○時間制運賃　30分2,500円（1時間までは同額）送迎料：500円/回 ※その他介助料等　・車椅子レンタル　500円 ・市発行の福祉タクシー券利用の場合、初乗り運賃640円値引き	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	25	・要介護認定を受けている車椅子の高齢者	・業界全体の課題と感じるが、主な利用形態の通院では、迎えの時間が見えず、次の予約までかなりの時間を空けている。 ・朝の予約が集中する為、予約受付できないことがある。 ・スムーズな運送が可能になるよう、「アプリの開発、事業者同士の連携」などができればと思う。
L	1				1	○メーター制　1.5キロあたり：830円　予約料、送迎料：なし ○メーター制と時間制の併用　201mごと：90円　1分15秒毎：90円 ※その他介助料等・ストレッチャー　使用料介助料　3,500～4,000円 ・リクライニング車椅子　使用料介助料　2,500～3,000円 ・普通型車椅子　使用料介助料　1,000～1,500円	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	・病院からの転院、帰宅 ・病院への通院	・特になし
M	1				1	○メーター制　1キロあたり：670円（以降、286m毎80円） ※その他介助料等　・車椅子乗降介助　500円	回答なし	回答なし	20	15	15	・要介護認定を受けている方 ・車椅子の方	・障害者福祉手帳所持者の場合、運賃が10%引きとなるが、割引分の料金は、事業者側の負担となっている。
N	3			1	2	○メーター制と時間制の併用　2㎞まで：1,600円 以降、219m毎90円 １分20秒毎：90円	25.5	20.9	29.0	22.3	30.6	・病院の転院	・介護ドライバーが不足している。
O	3	1		2		○メーター制と時間制の併用　1.5㎞ごと：630円　2分5秒毎：80円 ※その他介助料等　介助料　1,000円～1,500円　予約料なし	40	50	50	50	60	・病院からの入退院の一般の方や高齢者	・ガソリン高騰、人手不足、車の諸経費の為、運営困難な状況。
P	1			1		○メーター制　1.5㎞ごと：600円　30分ごと ：1,880円 ※その他介助料等　介助料：500円～1,000円	回答なし	回答なし	回答なし	80	80	・入退院される方	・道路交通法の順守 ・安全で安心されるケアを行う。
Q	1			1		○時間距離併用運賃制　初乗り：1.5㎞まで640円　以後311m毎に80円 併　用：時速10㎞以下の走行時1分55秒毎　80円 待料金：1分55秒毎　80円　時間制：30分毎に2,030円 ・公共的割引（身体・知的・精神障害者）　1割引 ・運転免許証返納者 1割引　・9,000円越　１割引	37	20	7	22	50	・週３回人工透析を受ける後期高齢者 ・月１～２回通院・買い物をする電動車椅子使用の高齢者	・車椅子車は併任体制のため、車庫で乗換・出庫等に時間を要す。 ・当初から採算度外視で地域貢献の一環として、車椅子車の運行をしてきたが、乗務員不足の課題もある。 ・福祉有償運送は、①弊社の事業と競合する②運行、車両、乗務員管理の観点から安全運行をどう担保するのか懸念している。

資料３

福祉有償運送をとりまく久留米市の現状について

本資料は、福祉有償運送の対象となる要介護等高齢者や障害者手帳の保持者等の現状、市の交通支援に係る施策、また市内のタクシーの動向などをまとめたもので、福祉有償運送に係る必要性等についてご協議頂くための参考資料です。

１．久留米市における高齢者の現状

（１）高齢者数及び要支援・要介護者数の推移

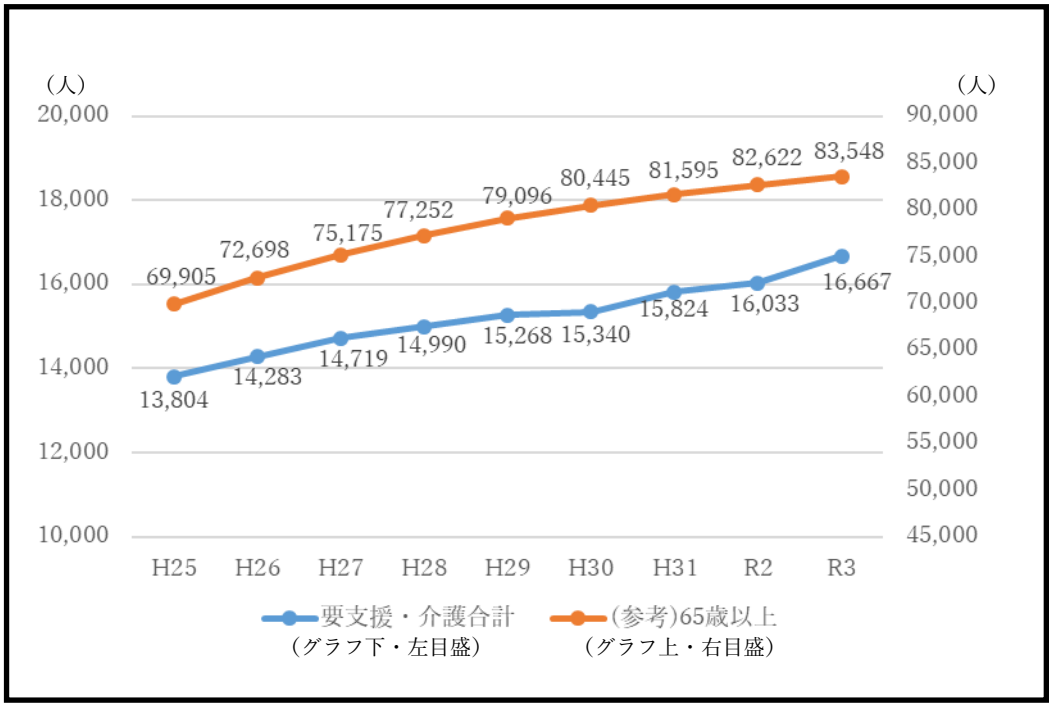

（単位：人）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3
65 歳以上	69, 905	72, 698	75, 175	77, 252	79, 096	80, 445	81, 595	82, 622	83, 548
要支援・介護合計	13, 804	14, 283	14, 719	14, 990	15, 268	15, 340	15, 824	16, 033	16, 667
うち要支援	3, 653	3, 723	3, 860	4, 005	3, 971	3, 737	4, 113	4, 150	4, 250
うち要介護	10, 151	10, 560	10, 859	10, 985	11, 297	11, 603	11, 711	11, 883	12, 417

（各年３月 31 日現在。但し 65 歳以上は４月１日現在）

⇒高齢者数の増加に伴い、要支援・要介護認定者は年々増加している。

（２）介護者が抱えるニーズについて（久留米市在宅介護実態調査）

【令和元年度久留米市在宅介護実態調査】

高齢者福祉計画・第８期介護保険事業計画策定の基礎資料として、下記の方法で調査。

調査対象と標本数	在宅で生活する要支援・要介護認定者のうち、更新申請または変更申請に伴い認定調査を受ける（受けた）方
調査方法	訪問による聞き取り
有効回収数	293 件（うち介護者からの回答 267 件）
調査期間	令和元年 12 月～令和２年３月

【令和４年度久留米市在宅介護実態調査】＜速報＞

高齢者福祉計画・第９期介護保険事業計画策定の基礎資料として下記の方法で調査。

調査対象	在宅で生活する要支援・要介護認定者のうち、更新申請または変更申請に伴い認定調査を受ける（受けた）方
調査方法	訪問による聞き取り
有効回収数	214 件（令和５年２月までの集計分）
調査期間	令和４年１２月～令和５年３月

①主な介護者が行っている介護等

【令和元年度調査】

（複数回答）

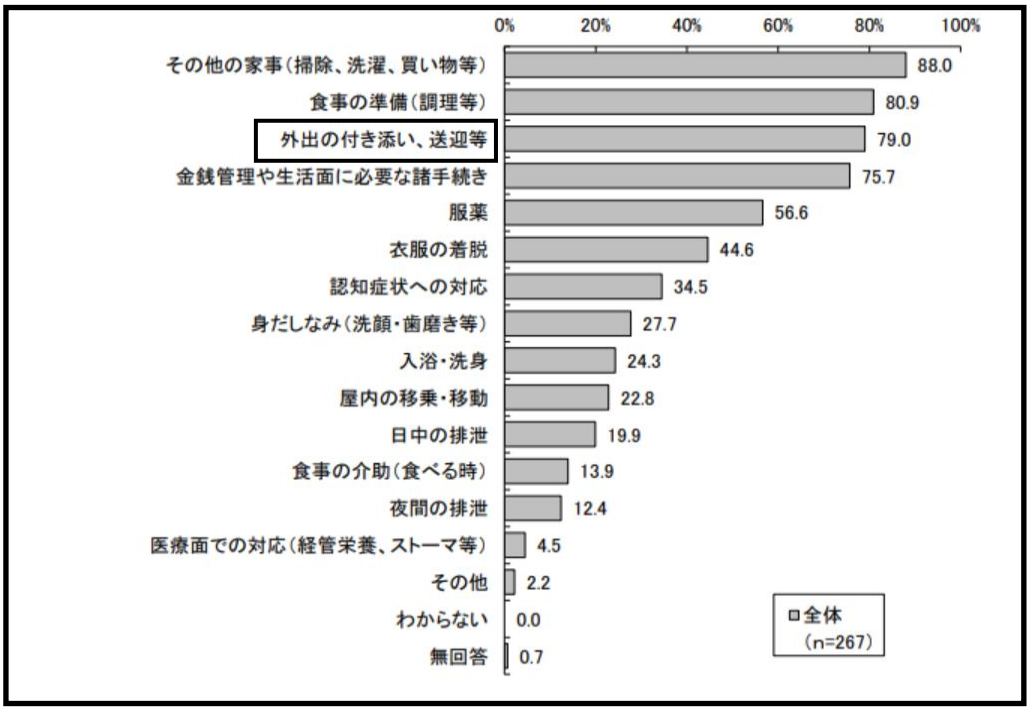

【令和４年度調査】

（回答者数：週に１回以上介護を行う 179 名）（複数回答）

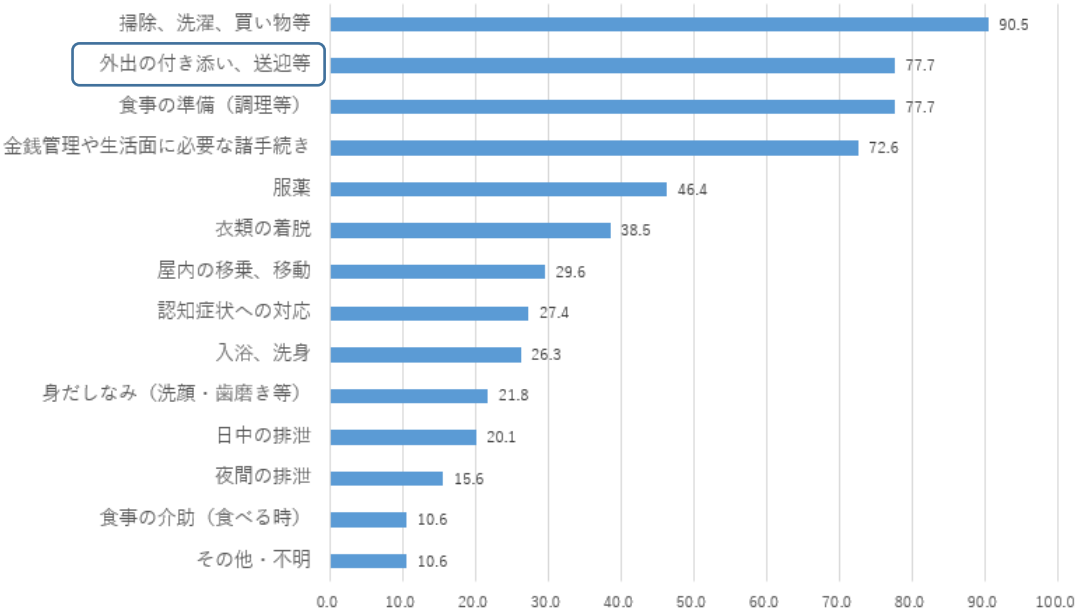

⇒主な介護者が行っている介護では、「掃除、洗濯、買い物等」が最も多く、「外出の付き添い、送迎等」は令和元年度が３番目、令和４年度は２番目に多い。

②主な介護者が不安に感じる介護等【令和元年度調査】

（複数回答）

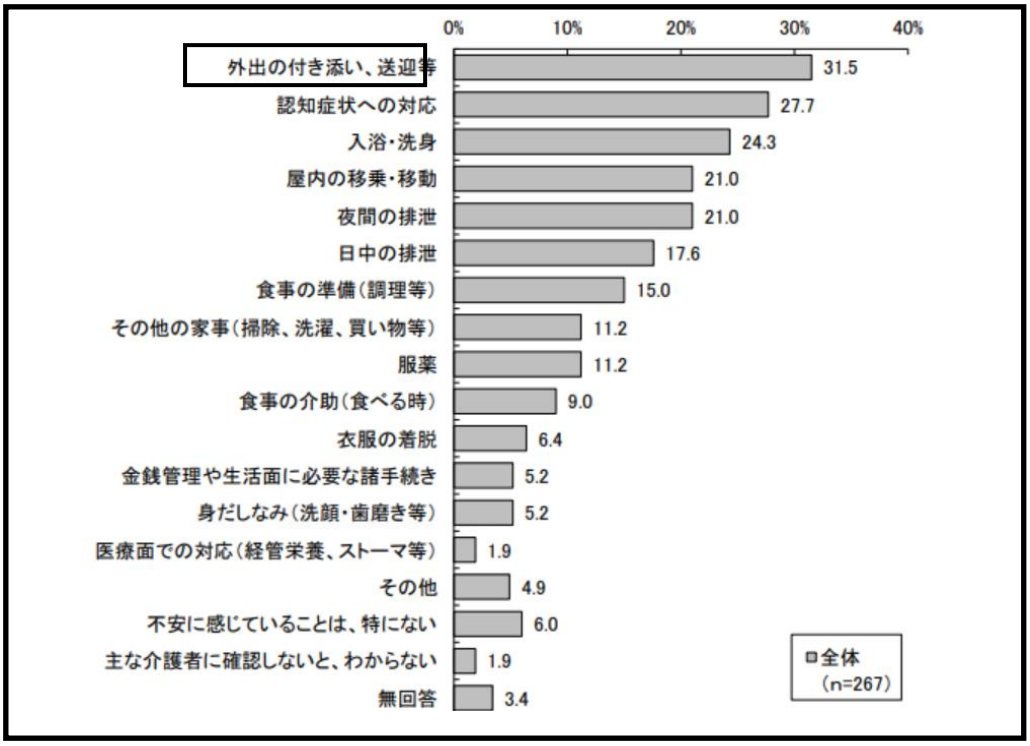

⇒介護者が最も不安に感じる介護として「外出の付き添い、送迎等」を回答している。

③今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス【令和元年度調査】

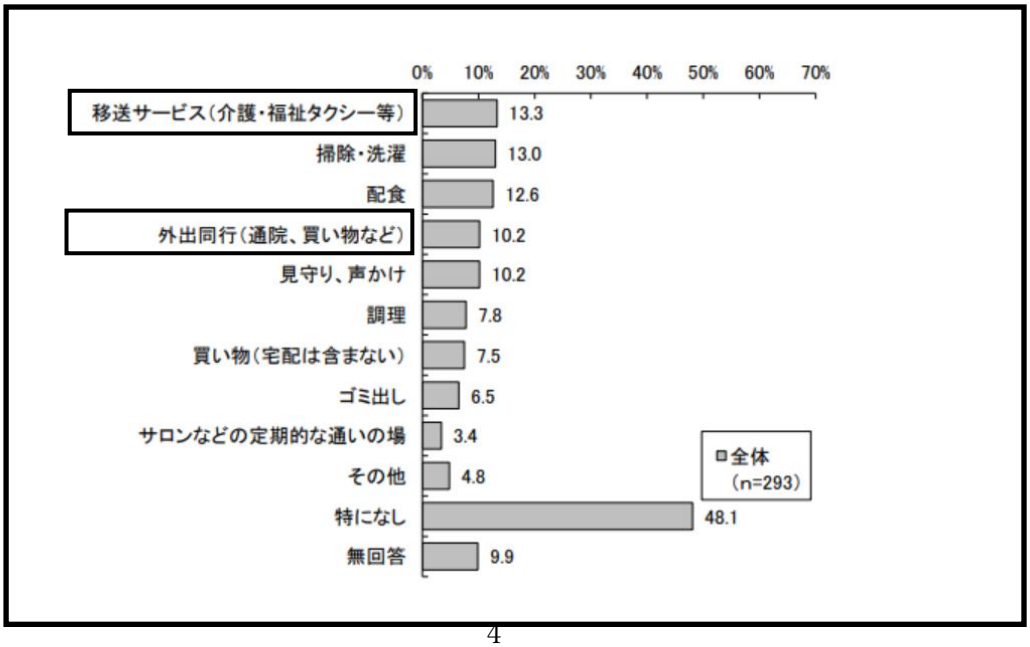

【令和４年度調査】

（回答者数：214 名（複数回答））

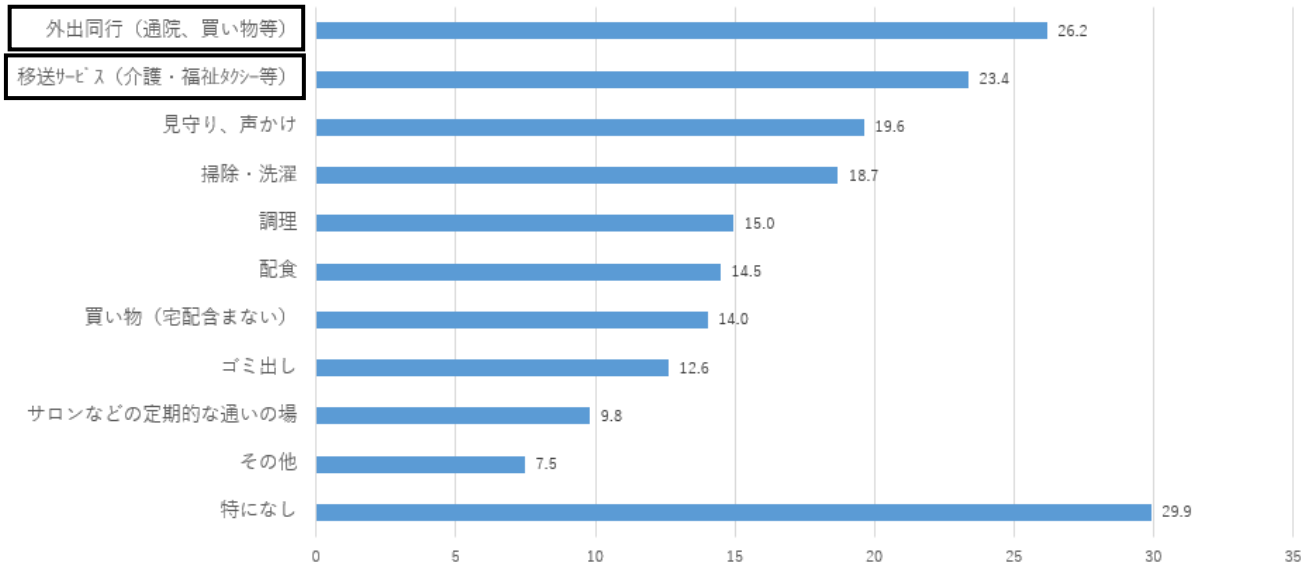

⇒今後の在宅生活の継続に「外出同行」や「移送サービス」を必要と回答した方の割合が高まっている。

２．久留米市における障害者の現状

（１）　障害者手帳交付者数の推移

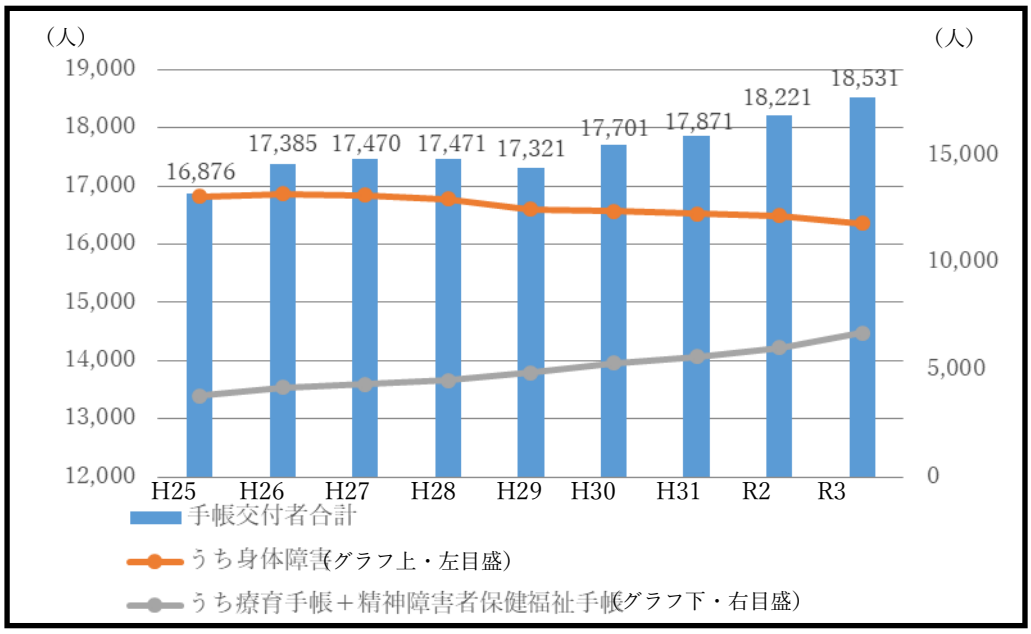

（単位：人）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3
手帳交付者合計	16,876	17,385	17,470	17,471	17,321	17,701	17,871	18,221	18,531
うち身体障害	13,085	13,205	13,143	12,964	12,472	12,399	12,272	12,190	11,814
うち療育手帳	1,947	2,013	2,012	2,103	2,334	2,427	2,545	2,594	2,751
うち精神障害者保健福祉手帳	1,844	2,167	2,315	2,404	2,515	2,875	3,054	3,437	3,966

（各年４月１日現在）

⇒障害者手帳保持者は年々増加している。身体障害者手帳保持者は減少しているが、知的障害者・精神障害者手帳保持者が増加している。

（２）障害者が抱えるニーズについて（久留米市障害者（児）生活実態調査より）

【久留米市障害者（児）生活実態調査】

障害者の生活実態やニーズを把握し、第３期久留米市障害者計画、第５期久留米市障害福祉計画及び第１期久留米市障害児福祉計画の策定の基礎資料とするために、障害者の生活実態等を調査したものです。

査対象と標本数	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者、自立支援医療（精神通院制度）の利用者（３，９００人）、特定疾患医療受給者証の所持者（４００人）、発達の面で支援が必要と思われる子どもをもつ保護者（４００人）
調査方法	郵送による配布回収・機関を通じた配布回収
有効回収数	1,890 件
調査期間	平成２９年１月３１日～平成２９年３月６日

①外出時の付き添い等の支援の必要性の有無

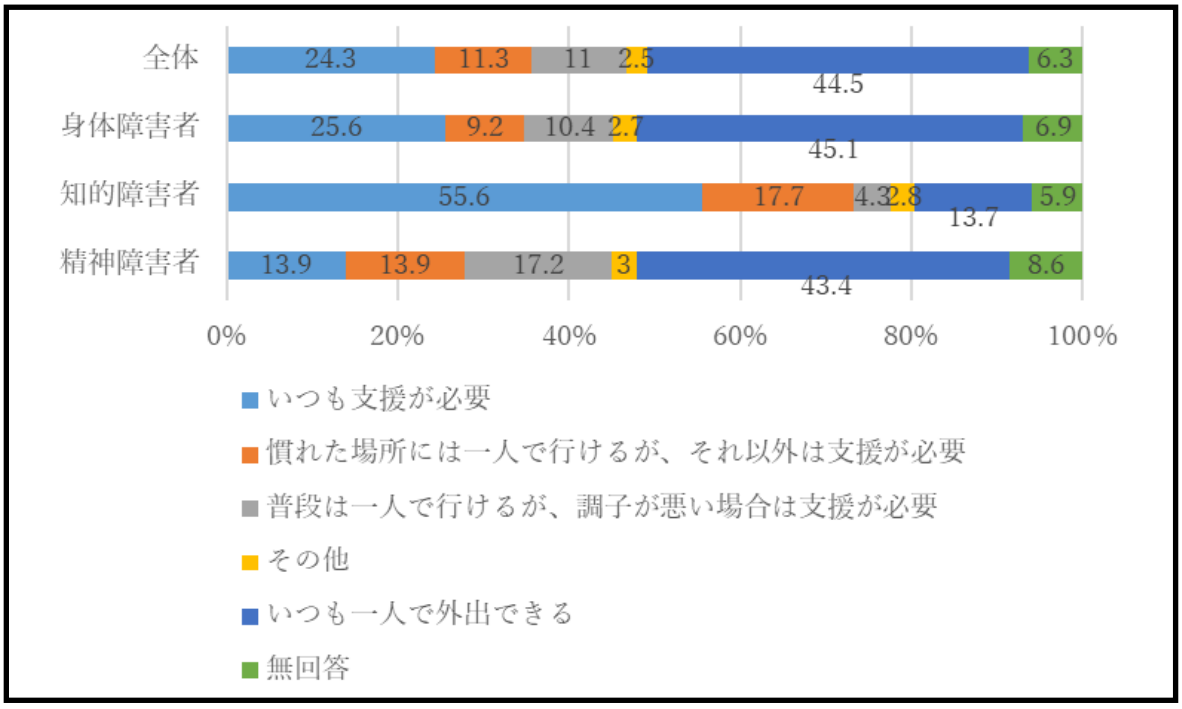

⇒いつも一人で外出できる方が全体で約４５％。一方で何らかの支援が必要な方は約４７％で、特に知的障害者の方の割合が高い。

②（上表で「いつも一人で外出できる」を選んだ人以外で）１人で外出できない場合の外出方法

項　目	割　合（%）
家族に付き添ってもらっている	60.0
福祉サービスの移動支援（同行援護、行動援護等）を利用	21.8
友人や知人、ボランティア等に付き添ってもらっている	7.6
福祉タクシー等の移送サービスを利用している	4.8
その他	11.0
無回答	17.7

⇒いつも一人で外出できない方のうち、福祉タクシー等の移送サービス利用者は約５%程度に留まっている。

③外出に関して、不便や困難を感じること

	１位	２位	３位	４位
身体障害者	道路・建物の段差や電車・バス等の乗り降りが大変	障害者用の駐車スペースや案内表示等、障害者に配慮した設備が十分ではない	交通費の負担が大きい	障害者用トイレが少ない
	22.7	16.8	15.3	14.4
知的障害者	外出先でコミュニケーションが取りにくい	周りの人の目が気になる	交通費の負担が大きい	道路・建物の段差や電車・バス等の乗り降りが大変
	28.3	16.1	15.5	14.0
精神障害者	交通費の負担が大きい	周りの人の目が気になる	外出先でコミュニケーションが取りにくい	必要なときに、周りの人の手助けや配慮が足りない
	30.3	23.6	19.9	10.9
（参考）自立支援医療制度	交通費の負担が大きい	周りの人の目が気になる	外出先でコミュニケーションが取りにくい	気軽に利用できる移動手段が少ない（福祉タクシーやリフト付きバス等）
	28.7	22.2	14.3	11.5

⇒バリアフリーや公共交通機関の乗降に不便を感じている方が多い。

（３）障害者が抱えるニーズについて（関係団体に対する聞き取り）

①精神障害者支援団体

（主な内容、会員の方からの意見）

・公共交通機関の利用はバスの利用が最も多い。

・タクシー利用時の困り事として、目的地をうまく伝えることができないことがある。

・利用するタクシー会社と運転手を決めており、１週間の利用予定をタクシー会社に渡しており、非常に助かっている。

・以前、タクシーに乗ろうとしたら、運転者さんが嫌そうな顔をしたのでそれから怖くなり、タクシーを使っていない。

・タクシーを普段使わない理由として最も多かった意見は、料金が高いこと。

②知的障害者支援団体

（主な内容、会員の方からの意見）

・バスや電車に１人で乗れる人もいるが、重度の知的障害の方のバス・電車利用は難しい。

・親が運転して送迎するケースが多いが、高齢になり運転できなくなる事例を見かける。
また、一人暮らしで本人が運転できない場合、買い物等で荷物が多い場合にはバス・電車では対応できず、タクシーが必要になってくると思う。

・発語等に難があり、運転手に聞き取ってもらえないケースがある（コミュニティボードがあればありがたい）。

・割引のため手帳を見せると面倒そうな顔をされる運転手がいる。また運転手によって介助などちょっとした手助けをされる方とされない方がいる。このためタクシー会社を選んだり、運転手を指名することもある。

・タクシーは高額なので、使うのを手控えるケースがある。

３．久留米市における交通支援の現状

（１）よりみちバス

概要	10 人乗車両を用いて、決まったルートを決まった時間に走り、どなたでも利用できるコミュニティバス
運行エリア	北野地域（H27.12～）及び城島地域（H28.3～）
利用料金	1 回 200 円（その他、1 日乗車券 300 円、1 か月定期券 1,000 円）
利用者実績	12,636 人（令和 3 年度）※１日あたり利用者人数：43.1 人
その他	運行ルートやダイヤについては、地域のコミュニティ組織の代表者や民生委員・児童委員、よりみちバスの利用者などで構成される検討会で検討

（２）コミュニティタクシー

概要	公共交通利用不便地※1で、鉄道、路線バスを補完し高齢者を主体とした移動制約者※2に対する日常の移動手段(鉄道、路線バスへの乗り継ぎ、買い物、通院等)を確保するため、料金の一部を補助 ※１　公共交通利用不便地：バス停や鉄道駅から半径 300m 以内に路線バスや鉄道等が運行されていないため日常生活を自家用車に頼らざるをえない地域 ※２　移動制約者：70 歳以上の公共交通利用不便地に居住する方（基本）、その他校区が日常生活の移動支援を必要と認める方（特例）
対象者	上述の移動制約者のうち、登録を行った者
補助額	利用 1 回につき 300 円（但し運賃 1,000 円以上で他者と相乗り時は 600 円）
利用回数	登録者 1 人あたり、1 年度あたり原則 50 回まで

（参考　よりみちバス・コミュニティタクシー実施校区別地図）

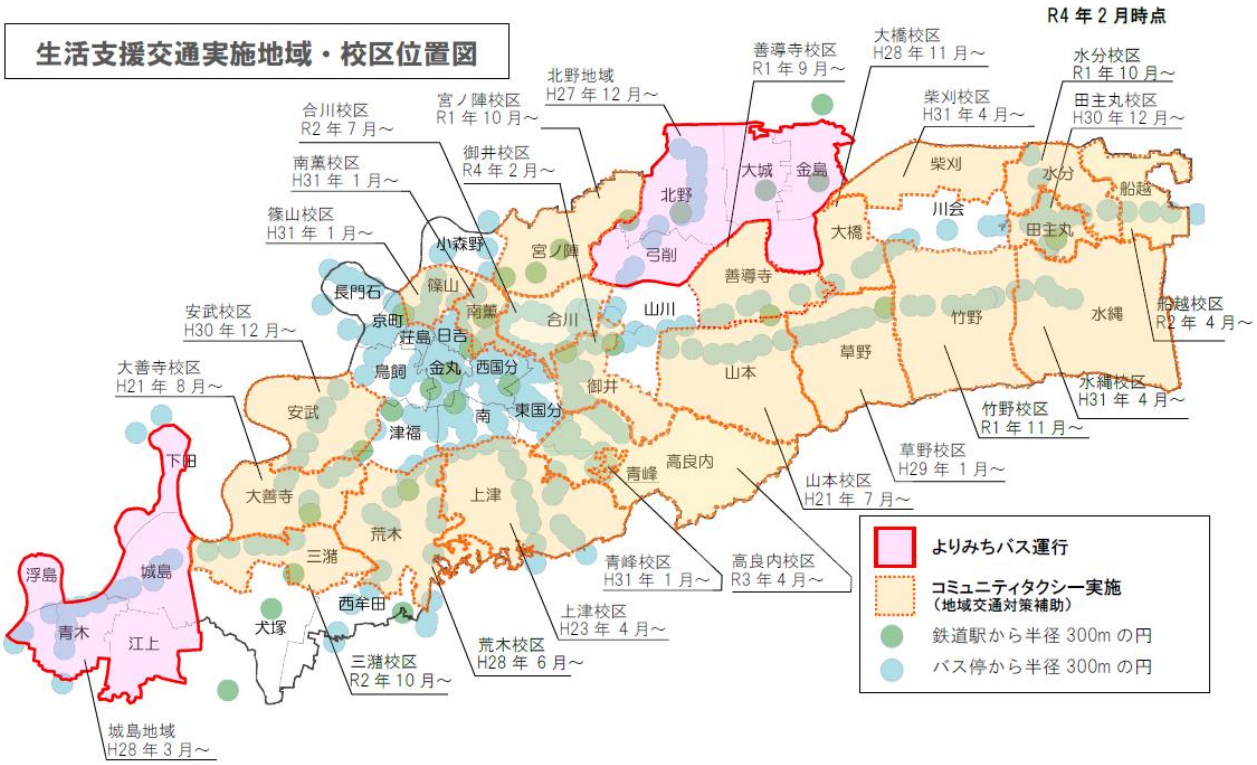

（３）福祉タクシー券交付

概要	軽自動車税・自動車税の減免を受けていない在宅重度心身障害者に交付し、初乗り料金を助成。
対象者	身体障害者手帳 1・2 級のうち視覚障害、肢体不自由、単一の内部機能障害の方、療育手帳 A 又はこれに相当する判定を受けた方、精神障害者保健福祉手帳 1 級保持者
助成内容	タクシー料金の一部（初乗り運賃）を助成
交付枚数	月４枚。但し腎臓機能障害で透析を受けている方は月６枚
交付者数	1,603 人（うち一般 1,251 人、透析 352 人）

【参考　タクシー券交付者数の推移】　（単位：人）

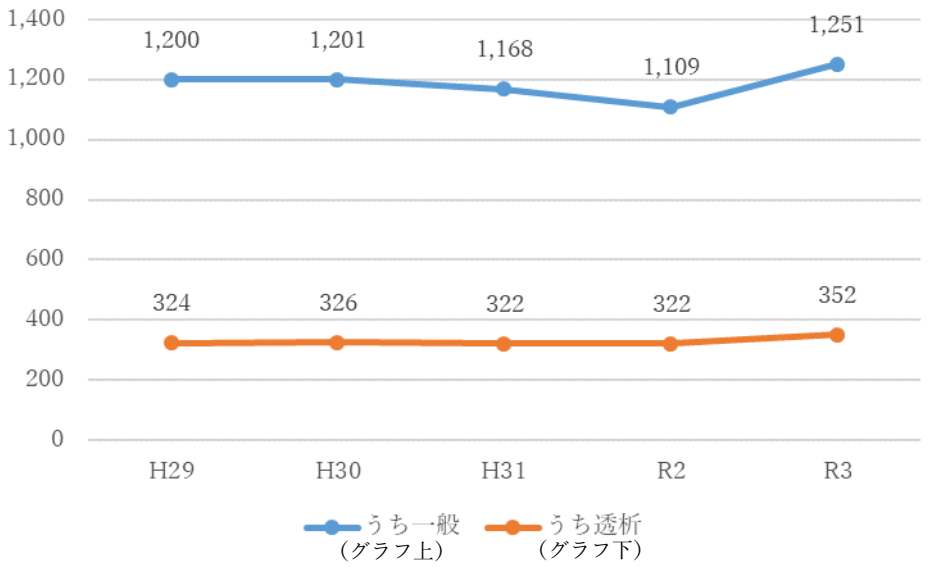

⇒福祉タクシー券の交付者数は横ばいもしくは微増傾向

４．久留米市におけるタクシーの現状

①　久留米市におけるタクシーの台数及び稼働率※（久留米市タクシー協会より提供）

※稼働率：営業時間に占める実車時間（お客様が乗車している時間）の割合

※下表は久留米市タクシー協会会員の台数及び稼働率で、福祉輸送事業限定事業者を除く。

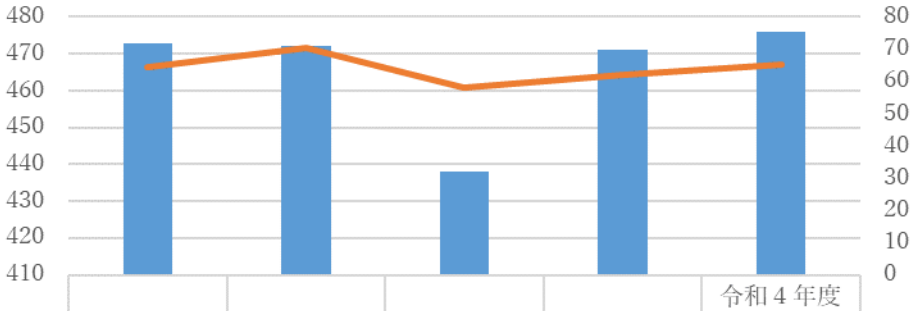

	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度（１０月末まで）
台数（台）	473	472	438	471	476
稼働率（%）	64.6	70.6	58.2	62	65.4

台数（台）　稼働率（%）

⇒タクシー台数及び稼働率は令和２年度に減少したが、令和４年度にはコロナ禍前の水準にまで回復

※なお、久留米市内のタクシー事業者では、普通車扱いで車椅子を搭載できる車両を１９台保有。

車種	搭載可能	台数
日産・キューブ	車椅子	１台
トヨタ・ジャパンタクシー	車椅子	１６台
トヨタ・ノア	車椅子	１台
日産・セレナ	車椅子	１台

② 福祉輸送事業限定事業者における車両稼働率について（事業者へのアンケート結果）

調査対象：市内に事業所を有する福祉輸送事業限定事業者（２６社）（タクシー事業者を含む）
調査時期：令和５年４月１６日～４月２８日
回 答 数：１７件（回答率：約６５パーセント）

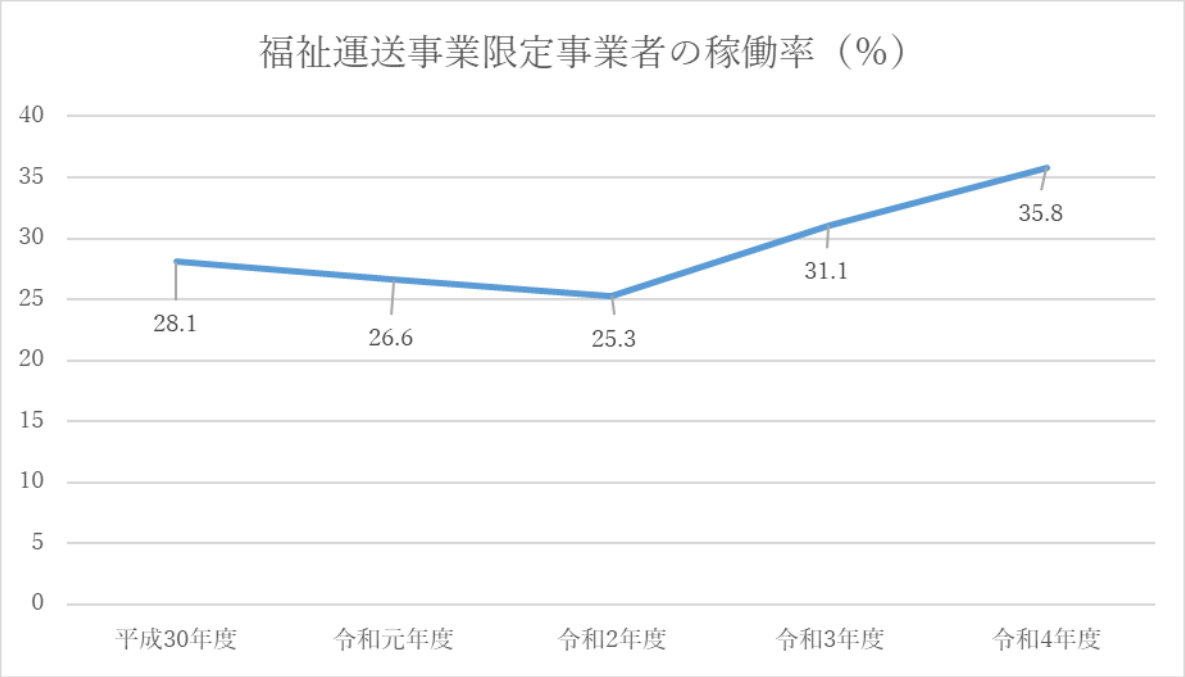

（参考：上表のタクシー27 台（17 社）の内訳）

	セダン型	４台
福祉車両	回転シート	１台
	車椅子用	１２台
	ストレッチャー用	１０台
	合計	２７台

⇒稼働率について回答のあった１２社の平均稼働率は、約２９％であり、市内の一般タクシーの稼働率よりも低い。

タクシー事業者、福祉輸送限定事業者と福祉有償運送との比較表

	許可／登録	対象者	料金	車両	運転者
タクシー事業者	**許可制** 【道路運送法第 4 条】	特定なし	・運賃ブロックごとに運輸局が決定 ・上限と下限の範囲内	セダン型等	・第 2 種免許
福祉輸送事業限定事業者	**許可制** 【道路運送法第 4 条】	・身体障害者 ・要介護認定者 ・要支援認定者 ・その他障害等により、**単独でタクシーその他公共交通機関の利用が困難な者** **・消防機関等を介して患者等搬送事業者による搬送を受ける者**	3パターンで設定 ① ケア運賃 ② 介護運賃 ③ 民間救急運賃	福祉自動車 セダン型等	・第 2 種免許 セダン型等一般車両運行では下記要件のいずれかを満たすよう義務付け ・ケア輸送サービス従事者研修修了 ・福祉タクシー乗務員研修修了 ・介護福祉士資格 ・訪問看護員資格 ・サービス介助士資格
福祉有償運送事業者	**※登録制** 【道路運送法第 79 条】	・身体障害者 **・精神障害者** **・知的障害者** ・要介護認定者 ・要支援認定者 **・チェックリスト該当者** ・その他障害等により、**他人の介助によらず移動が困難で、単独でタクシーその他公共交通機関の利用が困難な者及びその付添人**	【対価基準】 ・燃料費等実費の範囲内 ・合理的方法で定められ、旅客にとって明確なもの ・タクシーの 1/2 ・運営協議会での協議が整っているもの	福祉自動車 セダン型等	・第 2 種免許 ・第 1 種免許所持者で、国土交通大臣が認定する講習を修了またはこれに準ずる要件を満たす者

福祉有償運送の概要

地域における必要な輸送について、**バス・タクシー事業によっては提供されない場合**に、市町村、NPO 法人等が**自家用車を用いて有償で運送**する制度

※登録要件

①バス、タクシーによることが困難、かつ、

②地域における必要な輸送であることについて、**地域の関係者（運営協議会）の協議が調う**

③必要な安全体制の確保

資料 4

資料5

久留米市福祉有償運送運営協議会委員名簿

選任区分	氏名	所属団体等
運輸支局等	東　祐樹	福岡運輸支局輸送部門首席運輸企画専門官
学識経験者	濵﨑　裕子	久留米大学地域連携センター　顧問
運送利用者の代表	豊福　悦子	久留米市老人クラブ連合会　副会長
運送利用者の代表	坂井　恵子	久留米市身体障害者福祉協会　副会長
住民等代表	永松　千枝	久留米市校区まちづくり連絡協議会　理事
住民等代表	奥村　豊彦	久留米市民生委員児童委員協議会　副会長
ボランティア団体代表	飛永　由記代	久留米市ボランティア連絡協議会　理事
公共交通機関等代表	篠倉　博光	久留米市タクシー協会　会長
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体代表	森　好弘	久留米地区ハイタク労働組合協議会　事務局長
その他市長が必要と認める者	吉田　裕子	社会福祉法人久留米市社会福祉協議会　事務局長
久留米市	宮原　義治	久留米市健康福祉部　部長
久留米市	青井　浩	久留米市都市建設部交通政策課　課長

参考資料１

久留米市福祉有償運送運営協議会
令和４年度　第２回　会議事録（要旨）

開催要領

１　開催日時：令和５年３月２４日（金曜日）　１０時００分開会　１１時１０分閉会
２　会場　　：市本庁舎３階　３０１会議室
３　出席者　：委員１０名
　　東委員（代理）・濵﨑委員・坂井委員・永松委員・飛永委員
　　大石委員・森委員・吉田委員・宮原委員・青井委員
　　：長寿支援課４名（事務局）
　　野口課長・古賀補佐・大場主査・段野
　　障害者福祉課
　　下津浦補佐
４　欠席者　：委員２名
　　豊福委員・奥村委員
５　傍聴者：なし

議事次第

１．開会
２．委員紹介
３．会長及び副会長選出
４．説明
　（１）第１回会議での意見のポイント等について
　（２）福祉輸送限定事業者、福祉有償運送等の違いについて
　（３）福祉有償運送をとりまく久留米市の現状について
５．協議
　（１）久留米市福祉有償運送運営協議会運営指針（案）の修正について
６．その他
７．閉会

配付資料

・次第
・委員名簿
・資料１　　第１回久留米市福祉有償運送運営協議会での意見のポイント
・資料２　　第１回久留米市福祉有償運送運営協議会議事録
・資料３　　せたがや福祉移動サービス案内（抜粋）
・資料４　　福祉有償運送をとりまく久留米市の現状について
・資料５　　久留米市福祉有償運送運営協議会運営指針（案）

議事録

１．開会

事務局より委員総数 12 名のうち出席 10 名で、「久留米市福祉有償運営協議会設置要綱」第 6 条にもとづき、会議が成立する旨の報告。

会議の公開について　　会議内容を公開する旨の報告

会議の傍聴について　　傍聴希望者なしの報告

２．説明

（１）第１回会議での意見のポイント等について、資料 1（資料 2 は資料 1 の参考資料として配布のみ）を事務局より説明

（２）福祉輸送限定事業者、福祉有償運送等の違いについて、資料 3 を事務局より説明

（３）福祉有償運送をとりまく久留米市の現状について、資料 4 を事務局より説明

〇質疑応答

会　　長：移動手段として様々なものがありますが、資料 3 せたがや福祉移動サービス案内にも記載されている一般タクシー、福祉ハイヤー、福祉ハイヤーにはタクシー業者が福祉輸送の限定事業者として行われているものがあり、今回のテーマとなっている福祉有償運送、介護タクシーと言われる福祉有償運送限定事業等の違いをご理解頂いたうえで、久留米市福祉有償運送運営協議会運営指針について協議をしてもらいたい。この福祉輸送限定事業者、福祉有償運送の違いについてわからないところがあれば質問をお願いする。

副 会 長：福祉有償運送事業の場合、NPO 法人の会員に限られる会費の支払いに抵抗があり、入会しないと利用出来ないのであれば、事業が広がりにくいのではないか。

事 務 局：入会金等の実際の料金については法人によって様々である。

委　　員：他の自治体では、入会金については大体千円前後くらいが多い。事務手数料として徴収しているケースが多い。

会　　長：福祉輸送限定事業者としては、タクシー業者が実施しているもののほか、その他約 20 の事業者がある。この福祉輸送限定事業者により市内では、福祉輸送のカバーが出来ると思われるが、他の地域によっては福祉輸送限定事業者の利用が不便なところがあり、第 3 の手段として福祉有償運送事業が補完しているところもある。一方で、既存の事業者の営業への影響と、既存の事業者では担えない福祉的なサービス提供との兼ね合いを考慮して、この事業の運営指針の協議に入らせて頂きたい。

委　　員：次の協議に関係してくると思うが、運営指針中の文言について、「資料３の６ページの公共交通機関の利用が難しい方を支援するため」とはどのような範囲になるのだろうか。

会　　長：とても大切な視点である。協議にて議論を深めたい。

３．協議

（１）久留米市福祉有償運送運営協議会運営指針（案）の修正について、資料 5 を事務局より説明

〇質疑応答

会　　長：先ほど委員からご指摘の、運送の対象者をどうするのかという点や、前回の協議でのご意見を踏まえ対象者を事務局で整理したところ。この指針にご意見を賜りたい。

委　　員：運送の対象は、道路運送法施行規則第 41 条で定められている。この施行規則で定められているため、条件を変えることは出来ない。ただし、平成 21 年国交省の通達により国のガイドラインによらないローカルルールの適用については、過度な制限が無い場合排除されないとされている。今回、この協議会で指針について合意がなされた場合は、協議内容の妥当性について持ち帰って検討をしたい。

副 会 長：対象者かどうかの判断は外見では難しい。利用できる条件にあてはまるのかを、誰がどこでどう判断するのか。より多くの方に多少の障害や認知機能低下がみられても利用してもらいたいという趣旨があるなら、この条件では使いづらい印象を受ける。例えば、障害者手帳の提示、車椅子の利用者等であれば外見で判断できるが、意思疎通の判断は困難である。

事 務 局：意思疎通の判断は、事業者が何らかのチェックシートを使って相手方に聞き取りを行うことを想定。事業者による適切な判断がなされているかは、事業者の更新が 2 年～3 年で行われるが、その際にこの運営協議会を開催しチェックできると考える。

事 務 局：福祉有償運送対象者は会員登録が前提であり、会員登録の時点で要介護・要支援手帳の提示やチェックシートでの聞き取り、自己申告にはなるが、本人や家族への本人の状況の確認を通して、対象者となるのかを把握できると考える。

副 会 長：チェックシートはすでにモデルがあるのか。

事 務 局：この協議会でチェックシートの内容を決めることは出来ないと思うが、運輸支局に登録する時の意見書の中で、対象者としての条件を挙げ、その確認をすることを会員登録の条件とする。事業者はその内容を見て、チェックシートを作成し実施する。2､3 年後の更新時にその確認をするといった流れを考えている。

委　　員：福祉有償運送の対象者の会員登録が NPO 法人等の団体前提なら利用のハードルが高い。

事 務 局：福祉有償運送の輸送サービスの利用者としての利用者会員登録であり、NPO 法人等の団体構成員の会員登録が要件ではない。

委　　員：チェックシートでの確認は客観的な視点が必要だが、本当に客観的にチェックが出来るか疑問。更新時の適性チェックも可能かどうか疑問。そもそも福祉有償運送の対象者限定は運営指針の修正前の内容で十分限定されていると思う。

会　　長：今回1業者が福祉有償運送事業申請予定である。そもそも福祉有償運送事業が必要かどうかをもっと掘り下げて協議する必要があるのではないか。福祉輸送限定事業はタクシー業界が実施しており、また福祉輸送限定事業を実施している事業者がすでにある。前回提示できなかったが、約20事業者が福祉輸送事業限定として市内で事業を実施している。この事業者の実態把握を市としてできていない。すでに関わっている事業者の利用促進を図るべきではないかという意見もある。本当に、福祉有償運送の対象となる方をカバーできているか、また、福祉有償運送の必要性、対象者の制限について、議論を深める必要がある。

副 会 長：20事業者というのは久留米市内か。

事 務 局：久留米市内には、福岡運輸支局からもらった資料では19事業者ある。それ以外にタクシーの中の福祉輸送限定事業は7者と聞いている。

事 務 局：福祉輸送限定事業者の中には介護サービスを一体的に提供している部分もあれば、介護等のサービスは一切行わず輸送のみとしているところもあると聞いている。

委　　員：介護タクシーを利用したことがあり、利用した介護タクシーの運転手はヘルパーの資格があり、親切で大変利用しやすかった。実際に利用経験者としては、介護タクシーの周知をもっとした方がいいと思う。

委　　員：久留米市では613名ほどのタクシー乗務員の中で、ヘルパー2級の資格所持者35名であり、全体の5.7%。

副 会 長：アンケートで外出の際に移送サービスが必要なのは結果として出ているが、そのニーズに応えられているかのデータはあるか。

会　　長：福祉輸送限定事業者19事業者の中で実態調査に協力いただけるところはあるか。

事 務 局：今後、介護サービスの提供、稼働率等の項目を設けたアンケート調査を郵送で行うことは可能とは思う。

会　　長：福祉輸送限定事業者の実態を整理した上で、それでもカバー出来ず福祉有償運送が必要かを判断することが必要である。

事 務 局：　福祉有償限定事業者の全ての実態が分かっていないが、タクシー業者からの資料では福祉有償限定事業者の9台の稼働率は2割。コロナ禍前の平成30年で3 割。他の事業者も同じかどうか不明だが、全体のヒアリングを通して障害者の方たちにはニーズがあると考えている。一方で、福祉輸送限定事業者を周知することで、カバー出来きるかの実態調査の数値の基準をどこに置くか明確には出来ないと思う。

事 務 局：介護サービスを使われている方は介護タクシーを利用しているが、精神や知的障害者の場合は介護タクシーの利用はない。自立した生活を目指しているため介護サービスを受けておらず利用出来ない。一般就業が困難なため世帯収入が低くタクシー利用は難しい。その点も含めて議論の焦点にしてほしい。

会　　長：福祉有償運送事業は、あくまで第3の手段としての考え方。総体的に色々な制度や事業者の中でカバー出来ないところがあれば、福祉有償運送を導入ということが前提になってくる。もう少し議論を整理する必要がある。

副 会 長：もし事業者にアンケートを取るのであれば、数値的なものだけでなく、自由記述でどういったところに限界を感じているか、最近の利用者の変化だとか、事業者の現状を併せて調査してほしい。

委　　員：アンケートを実施するのであれば事務局の方で項目を作って、書面で委員に提示し意見を聞いたのち、実施した方が有効だと思う。

会　　長：運営指針については久留米市の福祉輸送限定事業者の実態を踏まえて議論をしたい。

４．その他

事 務 局：次回会議は５月中になる予定。

委　　員：今回申請予定の事業者が経営的に安定しているか、規模はどのくらいかということをお示ししていただきたい。過去（平成26年）に同様の事案があった際には2回目協議会の途中で辞退されたという経緯がある。

会　　長：過去の経緯とこの協議会の運営指針と実際の申請があった場合の妥当性のチェックをして、運輸支局側に意見としてまとめて挙げるその過程を説明して欲しい。

事 務 局：前回申請があったのは市内で在宅介護を営んでいるNPO法人。移動の支援で利用者を行先に連れていくのに不都合があるので、福祉有償運送を希望された。しかし協議に時間がかかるのと、求められる内容に答えられないところもあり辞退。

事 務 局：まずは指針を決めて頂いて、指針に基づき個別の案件の対応をさせて頂こうと考えている。個別案件については、指針に基づき審査し協議会の意見書として、運輸局に示す予定である。

５．閉会

参考資料２

久留米市福祉有償運送運営協議会設置要綱

（設置及び趣旨）

第１条　この要綱は、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号。以下「法」という。）の規定に基づき、福祉有償運送（以下「運送」という。）の適正な運営の確保を通じ、久留米市民の福祉の向上を図るため、久留米市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）を設置し、組織及び運営その他必要な事項について定める。

（協議事項）

第２条　協議会は、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

（１）　法第７９条の規定に基づき、福祉有償運送の登録（法７９条の６第１項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第７９条の７第１項の規定に基づく変更登録を含む。）を申請する場合における運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項

（２）　法第７９条の１２第１項第４号の規定による合意の解除に関する事項

（３）　協議会の運営方法、福祉有償運送のサービス内容その他福祉有償運送に関し協議会が必要と認める事項

（組織）

第３条　協議会は、委員１２人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者の中から市長が任命又は委嘱する。

（１）　久留米市　久留米市長が指名する職員

（２）　運輸支局等　九州運輸局福岡運輸支局長が指名する職員

（３）　学識経験者　福祉及び公共交通に識見を有する者

（４）　運送利用者の代表

（５）　住民等代表

（６）　ボランティア団体代表

（７）　公共交通機関等代表

（８）　一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体代表

（９）　その他市長が必要と認める者

（委員の任期）

第４条　委員の任期は２年とする。ただし、任期中であっても、本来の職を離れたときは委員の職を失う。

２　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員の再任は、これを妨げない。

（会長及び副会長）

第５条　協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
２　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）
第６条　協議会は必要に応じて会長が召集し、これを主宰する。
２　協議会は、委員の２分の１以上の出席をもって成立する。
３　会長が必要と認めるときは、協議会に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
４　協議は、出席した委員のうち３分の２以上の賛成で整ったものとする。

（守秘義務）
第７条　委員は、協議会において知り得た個人の秘密を、他に漏らしてはならない。

（連絡・通報窓口の設置）
第８条　福祉有償運送に関する相談、苦情、その他に対応するため、連絡・通報窓口を定めるものとする。

（庶務）
第９条　協議会の庶務は、健康福祉部長寿支援課又は障害者福祉課において処理する。

（補則）
第１０条　この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則
この規則は、平成１７年１月３１日から施行する。

附　則
この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則
この規則は、平成２５年８月１日から施行する。

附　則
この規則は、令和５年１月２４日から施行する。